

第2部 各論



第1 地域福祉計画（地域福祉の推進）

I 計画の施策・事業体系

《施策》		《事業》
（大項目）	（小項目）	（事業名）
1 計画の推進	(1) 健康福祉総合条例に基づく取り組みの推進	① 健康福祉総合条例の改正の検討
	(2) 「健康福祉総合計画2022 第2次改定」の推進	① 「健康福祉総合計画2022 第2次改定」の推進
	(3) 地域共生社会の実現を目指す「地域福祉計画」の推進	① 「地域福祉計画」の推進
2 「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり	(1) 「コミュニティ創生」の推進	【参考】 ① 「コミュニティ創生」の次なるステップに向けた取り組みの展開
	(2) 「支え合い」の仕組みづくり	《主要》 ① 地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展 《主要》 ② 災害時避難行動要支援者支援事業の推進 ③ 見守りネットワーク事業の推進 ④ 地域交流、多世代交流の推進 【参考】 ⑤ 買物環境の整備
	(3) 福祉人財の育成	《主要》 ① 福祉人財の養成と活動支援
	(4) ボランティア活動の推進	① ボランティア活動の推進
3 安心して暮らせる地域づくり	(1) バリアフリーのまちづくりの推進	【参考】 ① バリアフリーのまちづくりの推進 ② 障がい者差別解消の取り組み（第3「障がい者計画」参照） ③ バリアフリーガイドの充実
	(2) 心のバリアフリーの推進	① 心のバリアフリーの推進に関する啓発・広報活動の充実 ② 高齢者・障がい者と市民との交流
	(3) 利用しやすい移動手段の確保	① 福祉有償運送事業者への支援 ② リフト付きタクシーへの支援 ③ みたかバスネットの抜本的な見直し
	(4) 住宅の整備促進	① 高齢者・障がい者入居支援・居住継続支援事業の推進 ② 高齢者・障がい者住宅改修助成事業の推進
	(5) 共生型サービス整備の検討	① 共生型サービス整備の検討（「第2 高齢者計画」参照）
	(6) 様々な分野にまたがる課題や制度の狭間の課題を抱える方への取り組み	《主要》 ① 様々な分野にまたがる課題や制度の狭間の課題を抱える方への取り組み

4 福祉を支える環境整備	(1) 保健・福祉施設の拠点機能の充実	① 福祉センター・総合保健センター等の集約による機能の充実
	(2) 利用者の利便性の向上と情報提供の充実	① 権利擁護センターみたかの運営の充実 ② 福祉総合案内の充実 ③ 苦情・相談体制の整備 ④ わかりやすい情報提供の充実
	(3) サービスの質の向上	① 第三者評価事業の推進と支援 ② 社会福祉法人に対する指導監査の充実
5 健康福祉施策の推進体制の整備	(1) 保健・医療・福祉の連携	《主要》 ① 保健・医療・福祉の連携
	(2) 関係団体等との連携	《主要》 ① 関係団体等との連携による施策の充実

《主要》…市政全体の運営方針である「第4次三鷹市基本計画 第2次改定」の主要事業にあたる事業については、《主要》と表記しています。

【参考】…「第4次三鷹市基本計画 第2次改定」の中その他分野で主に事業内容を掲載している事業については、【参考】と表記しています。

Ⅱ 主な事業の内容

1 計画の推進

地域共生社会^(注1)の実現を目指し、市民ニーズに対応した福祉・保健施策を総合的に推進するため、その基本となる健康福祉総合条例の改正について検討します。また、「健康福祉総合計画 2022 第2次改定」に基づき、高齢者、障がい者、子ども等すべての市民の健康と福祉に関する施策を推進します。

(注1) 地域共生社会：制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

(1) 健康福祉総合条例に基づく取り組みの推進

① 健康福祉総合条例の改正の検討

福祉・保健・医療等の制度改正において、市民ニーズに対応した福祉・保健施策を総合的に推進するため、その基本となる健康福祉総合条例の改正を検討します。

(2) 「健康福祉総合計画 2022 第2次改定」の推進

① 「健康福祉総合計画 2022 第2次改定」の推進

「健康福祉総合計画 2022 第2次改定」に基づき、高齢者、障がい者、子どもなどすべての市民の健康と福祉に関する施策を推進します。

(3) 地域共生社会の実現を目指す「地域福祉計画」の推進

① 「地域福祉計画」の推進

「地域福祉計画」に基づき、各分野及び分野にまたがる施策を推進します。

2 「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり

地域における「新たな支え合い（共助）」の仕組みとして、地域ケアネットワーク推進事業や災害時避難行動要支援者支援事業、見守りネットワーク事業等を推進します。事業の推進にあたっては、高齢者をはじめ地域住民の社会的孤立の防止と地域交流・多世代交流の促進を図るとともに、新たな担い手の養成や活動支援に努め、「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくりを推進します。

(1) 「コミュニティ創生」の推進

① 「コミュニティ創生」の次なるステップに向けた取り組みの展開 [参考]

コミュニティ創生の次なるステップに向け、多様な主体が協働・連携し、多世代交流や地域のつながり、支え合いを深める取り組みを進めます。また、ともに支え合う地域社会を生み出すため、「コミュニティ創生」関連の事業を展開しながら、地域課題の解決をめざします。

（2）「支え合い」の仕組みづくり

① 《主要事業》地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展

「コミュニティ創生」の取り組みのひとつとして、コミュニティ住区を基本エリアとする7つの地域ケアネットワーク（以下、ケアネット）が、多世代、多職種、多様な支え手によって各地域の特性や課題に応じて取り組む、居場所づくりや地域・多世代交流、見守り・支えあいや地域への情報発信など多様な活動の充実・発展にむけた支援を継続します。また、今後の事業展開にあたって、関係機関や専門機関、関係団体や地域福祉人財との一層の連携を進めるとともに、新たな担い手が地域の活動に関わりやすくなる仕組みづくりや、各ケアネットによる地域の状況に応じたより柔軟で自主的な運営などについて支援し、ネットワークの深化と拡充を図ります。

さらに、今後の運営体制等についても関係機関や関係団体等と連携しつつ検討していきます。

② 《主要事業》災害時避難行動要支援者支援事業の推進

災害対策基本法に基づき、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者名簿を毎年更新するとともに、協定締結した三鷹警察署や三鷹消防署、三鷹市消防団、三鷹市民生・児童委員協議会、三鷹市社会福祉協議会、自主防災組織、町会・自治会に提供し、関連部署と連携しながら災害時避難支援体制の整備を図ります。あわせて、名簿提供に関する協定締結団体の拡充を図ります。

③ 見守りネットワーク事業の推進

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるために、地域住民、民生・児童委員、地域包括支援センター、地域ケアネットワークや民間事業者等の見守り協力団体などで構成する「見守りネットワーク」によって、市民の生命に関する異変を、関係機関と連携・協力した安否確認等必要な対応につなぎ、孤立死等を防ぐ「見守りネットワーク事業」を推進します。また、見守りネットワーク内の研修や情報共有による連携強化や、孤立死防止等に関する啓発などにより同事業のさらなる推進を図ります。

④ 地域交流、多世代交流の推進

コミュニティ住区、学校、ボランティア団体、NPO法人、高齢者施設・障がい者施設等の福祉施設、その他福祉関係団体との連携や協力のもとに地域交流・多世代交流を促進し、地域の中で支え合う環境づくりに努めます。

⑤ 買物環境の整備 [参考]

市内関係7団体で構成した買物支援事業本部として、大沢地域など商店が減少している地域において主体的に買物支援事業に取り組む地域ケアネットワークなどの地域団体等と連携しながら、消費者の利便性向上を図ります。加えて、協議会（商店会）が実施するマルシェなどの事業構築への協力や買物応援キャラバン隊の活用促進などによる支援を行い、商店街の賑わいづくりを推進し、市民が楽しんで買い物ができる環境整備を推進します。

また、福祉施設の送迎バス等を活用した買物支援について、市内での取組事例を参考に、全市的な展開を検討します。

（3）福祉人財の育成

① 《主要事業》福祉人財の養成と活動支援

地域福祉の充実に資する地域福祉ファシリテーター、傾聴ボランティア及び認知症サポーターなど地域福祉活動を推進する担い手の養成と活動支援について、社会福祉協議会や三鷹ネットワーク大学推進機構、市内大学等と連携しながら進めるとともに、健康福祉基金の活用も視野に入れながら、学生や元気高齢者の社会参加を含めた新たな担い手の確保・育成を図ります。

また、「旧どんぐり山」の施設について、福祉人財の育成の拠点の場としての活用を検討します。

（4）ボランティア活動の推進

① ボランティア活動の推進

多様化する福祉サービスに応えるため、社会福祉協議会（ボランティアセンター）やボランティア活動等の市民活動を行う団体への活動支援の充実に努めるとともに、寄付文化の醸成に努めます。

3 安心して暮らせる地域づくり

高齢者や障がい者をはじめ、すべての人が安心して暮らせるまちを実現するために、バリアフリーのまちづくり基本構想 2022（第2次改定）～ユニバーサルデザインのまちを目指して～に基づき、バリアフリーのまちづくりを推進します。また、すべての人の人権が尊重され、お互いに認め合い、理解を深めるために啓発・広報活動の充実に努めるとともに、高齢者や障がい者と市民とが交流する機会を通して、心のバリアフリーを推進します。

（1）バリアフリーのまちづくりの推進

① バリアフリーのまちづくりの推進 [参考]

「バリアフリーのまちづくり基本構想 2022」を改定し、市民センター周辺地区を新たな重点整備地区として位置付け、特定事業計画の策定を進めるとともに、すべての人がいきいきと暮らせるバリアフリーのまちづくりを推進します。

また、重点整備地区のみならず、市内全域におけるバリアフリーのまちづくりの取り組みとして、外出しやすい環境づくりを推進します。

② 障がい者差別解消の取り組み

（「第3 障がい者計画（障がい者福祉の充実）2-（1）-①」参照）

③ バリアフリーガイドの充実

高齢者や障がい者等の移動や外出を支援するため、三鷹地域の公共施設等を対象としたトイレ・スロープ・エレベーターの設置等のバリアフリー対応状況を市民に提供できるよう、ウェブサイト上のバリアフリーガイドを随時見直し、充実に努めます。

（2）心のバリアフリーの推進

① 心のバリアフリーの推進に関する啓発・広報活動の充実

高齢者や障がい者の人権・疾病などに関する理解を深め、心のバリアフリーを推進するために、あらゆる機会や場において、啓発・広報活動の充実を図ります。また、高齢者や障がいのある方と児童・生徒、市民との交流の機会提供等も実施します。

② 高齢者・障がい者と市民との交流

心のバリアフリーを推進するには、高齢者や障がい者と積極的に交流し、理解しあうことにより、偏見や差別をなくすことが大切です。敬老のつどいやスポーツフェスティバルには多くのボランティアが参加しています。これからもボランティア講座等を通して、ボランティア活動の振興を図ります。

（3）利用しやすい移動手段の確保

① 福祉有償運送事業者への支援

既存の公共交通事業者だけでは対応できない障がい者等の移動ニーズに対して、「NPO 法人みたかハンディキャブ」が行う福祉有償運送事業を支援します。

② リフト付きタクシーへの支援

通常車両等では移動が困難な方への対応が図られた、リフト付きタクシーの利用を引き続き支援します。

③ みたかバスネットの抜本的な見直し [参考]

コミュニティバスの運行について、交通不便地域の解消を継続しつつ、利便性の向上や地域の活性化等につながるよう、地域のまちづくりや社会情勢の変化等を踏まえながら抜本的な見直しを行います。見直しでは、「運行間隔」、「運行本数」、「料金」、「運行方法」等について検討するとともに、大沢や牟礼、井の頭等をモデル地区とし、社会実験による試行・検証を通じて、地域の方が最寄りの駅までの移動手段として利用しやすい、身近な交通手段となるよう取組を進めていきます。

また、高齢者や障がい者などが、地域で孤立することなく、気軽に外出できるよう、コミュニティバスの利便性の向上について、調査・検討に取り組むとともに、交通事業者や商店会等と連携して市内での買物が身近になるよう商店街など商業集積地を結ぶバスルートの検討を進めます。さらに、観光訪問客の利便性の向上をめざし、市内観光スポットと鉄道駅を回遊するバスルートの検討を進めます。

（4）住宅の整備促進

① 高齢者・障がい者入居支援・居住継続支援事業の推進

高齢者・障がい者が民間賃貸住宅に入居しやすい環境を整えるとともに、いつまでも自立して住み続けることが可能となるような支援体制を推進します。

② 高齢者・障がい者住宅改修助成事業の推進

高齢者や障がい者を対象とした住宅のバリアフリー化を促進するため、住宅改修費等の助成の充実を図ります。

（5）共生型サービス整備の検討

① 共生型サービス整備の検討

（「第2 高齢者計画（高齢者福祉の充実）6－（3）－③」参照）

（6）様々な分野にまたがる課題や制度の狭間の課題を抱える方への取り組み

① 《主要事業》様々な分野にまたがる課題や制度の狭間の課題を抱える方への取り組み

生活困窮者への支援やひきこもり・8050問題^{（注2）}など、様々な分野にまたがる課題や制度の狭間の課題を抱える方への取り組みとして、課題を丸ごと受け止め、公的支援の縦割りにとられない相談支援を行うため、市の分野を超えた各課や関係機関、関係団体等との連携を図り、支援を行います。

（注2）8050問題：ひきこもりの子をもつ家が高齢化し、50代の中高年のひきこもりの子を80代の親が面倒をみるケースが増えているという社会問題。

4 福祉を支える環境整備

保健・福祉施設が三鷹中央防災公園・元気創造プラザに集約されたことに伴い、市民ニーズに合った機能の充実を図るとともに、各施設・機能の有機的な連携により、多様なサービスを提供します。また、利用者の利便性の向上と情報提供の充実、サービスの質の向上等を図り、福祉を支える環境整備に努めます。

（1）保健・福祉施設の拠点機能の充実

① 福祉センター・総合保健センター等の集約による機能の充実

福祉センター、総合保健センター、子ども発達支援センターの保健・福祉施設が三鷹中央防災公園・元気創造プラザに集約されたことに伴い、同施設内の他の施設とも連携し、市民ニーズに合った機能の充実を図るとともに、多様なサービスを提供します。

（2）利用者の利便性の向上と情報提供の充実

① 権利擁護センターみたかの運営の充実

認知症、知的障がい、精神障がい、発達障がい、その他の理由などによって物事を判断する能力が十分でない市民が地域で自立し、サービスを選択して生活するための支援として、社会福祉協議会とも連携して、地域福祉権利擁護事業、サービス利用相談、苦情相談、成年後見制度の利用や虐待の対応などの専門相談等を行う、権利擁護センターみたかの運営の充実を図ります。

また、成年後見制度利用促進法に基づく国の成年後見制度利用促進計画をふまえて、市における基本計画の策定等について検討します。

② 福祉総合案内の充実

手話通訳者等の配置など、福祉総合案内の機能を強化するとともに、高齢分野や障がい分野などの福祉・保健・医療など、関係各課、関係機関等とが横断的な連携を充実しながら相談体制の強化とネットワーク化を推進します。

③ 苦情・相談体制の整備

市民満足度向上に向け、公聴・苦情・相談等をサービスの改善につなげる仕組みを推進します。

④ わかりやすい情報提供の充実

利用者の立場に立ち、できるだけわかりやすい福祉サービス等の情報提供を推進します。高齢者や障がい者に対する情報提供においては、情報のバリアフリー・情報アクセシビリティ推進の観点を明確にして取り組んでいきます。

（3）サービスの質の向上

① 第三者評価事業の推進と支援

福祉サービスの第三者機関による評価事業を推進するとともに、評価結果を公表し、良質なサービス提供の仕組みを充実します。

② 社会福祉法人に対する指導監査の充実

三鷹市内でのみ事業運営を行う社会福祉法人に対する指導監査について、適切な実施により法人の効率的な運営と質の確保を図っていきます。また、法人が提供する福祉サービスの指導検査の充実を図るため、体制の整備を進めるとともに、法人が行う地域貢献活動の促進を支援します。

5 健康福祉施策の推進体制の整備

健康福祉施策は、保健衛生部門、医療機関、福祉部門、地域で活動する団体等、様々な機関との連携により成り立っています。関係団体等の連携を図り、市民に迅速かつ適切なサービスを提供するため施策の推進に取り組みます。

（1）保健・医療・福祉の連携

① 《主要事業》保健・医療・福祉の連携

市民のニーズに合ったサービスを提供できるよう、保健・医療・福祉の各関係機関が連携しながら市民の「健康長寿」に資する取り組みを進めるとともに、ネットワーク化による機能の充実を図ります。

（2）関係団体等との連携

① 《主要事業》関係団体等との連携による施策の充実

社会福祉協議会、社会福祉事業団をはじめとする社会福祉法人等の関係団体や、民生・児童委員をはじめ、NPO法人やボランティア団体など地域に密着した活動を行う団体、具体的には、ほのぼのネット活動（社会福祉協議会による小地域福祉ネットワーク活動）及び地域ケアネットワーク等との連携を強化することにより、健康福祉施策の充実を図ります。